

栃木市における幼稚園教育の発展

— 私立幼稚園の設置者 —

お がわ すみ え
小 川 澄 江
(本 学 教 授)

はじめに

ドイツのフレーベルは天保10(1839)年に幼児と保育者のために「遊戯及び作業養育所」を開設し、翌天保11(1840)年にこの施設を Kindergarten (幼稚園) と改称している。フレーベルの幼稚園思想は全世界に波及し、我が国においても明治初期に導入され、明治9(1876)年にフレーベルの幼児教育思想を参考にして東京女子師範学校附属幼稚園が保育を開始している。幼稚園の呼称そしてその保育・教育は明治期、大正期、昭和期、平成期を経て令和期の今日まで継承され、幼稚園教育は我が国の幼児の保育・教育に大きな役割を果たしている。

既に考察したように、栃木市(栃木町)においては明治25(1892)年に望月磯平によって栃木幼稚園が開設され保育を行っていたことが明らかである。この幼稚園は「日清戦争後、櫻井源四郎・平岩幸吉の二名が望月磯平のあとをついで大日如来の境内にあった松井医院跡」に移された⁽¹⁾。栃木市において今日まで続く幼稚園教育の始まりは、大正2(1913)年に設立された松下幼稚園の保育からである。先の明治25(1892)年に開設された栃木幼稚園は大正期の中ごろに廃止される。その後昭和2(1927)年に松下幼稚園の園名が「栃木幼稚園」に改称されるのである。この栃木幼稚園は望月磯平が設立し、櫻井源四郎・平岩幸吉に引き継がれた栃木幼稚園とは発祥を異にしているが、望月磯平は松下幼稚園を創設する松下吉衛の母方の祖父に当たる。松下幼稚園の創設者松下吉衛によれば、松下幼稚園は松下家のためのものでなく、栃木町の教育に貢献するために設立したもので、創設当初から「栃木幼稚園」と命名したかったが、「別に栃木幼稚園の名称のものがあ」ったために「松下幼稚園」としたのである。数年前にその幼稚園が廃止されたので「栃木幼稚園の名称にしても障りがなかろうと考え」改称したという⁽²⁾。

我が国においては、昭和20(1945)年8月15日の敗戦を境にして国家の方針や機構が大きく変わる。戦後の我が国の教育制度や教育内容は軍国主義・超国家主義の教育を払拭

して民主主義の理念を国民に根付かせるために、昭和 21 (1946) 年 3 月に出された「アメリカ教育使節団報告書」の提言に沿って改変される。

昭和 20 (1945) 年当時の幼稚園に関する勅令は、大正 15 (1926) 年 4 月に公布された「幼稚園令」である。敗戦を迎え、「幼稚園令」は昭和 21 (1946) 年 6 月 21 日に一部改正され、「保姆」が「幼児ノ保育ヲ掌ル職員」に、「保姆免許状」が「幼稚園教員免許状」に変更される⁽³⁾。

昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日に国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を基調とする我が国の最高の法規として日本国憲法が公布される。この憲法の下に昭和 22 (1947) 年 3 月 31 日に戦後の我が国の教育理念を示し教育の基本となる教育基本法が公布、施行され、同日、学校教育の基本を定めた学校教育法が公布されて、戦前に公布されたすべての勅令が廃止され、昭和 22 (1947) 年 4 月 1 日から戦後の新学校制度がスタートする。幼稚園は、学校教育法第一条に小学校、中学校等と同様に「学校」として位置付けられるのである。(「第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」学校教育法は時代に合わせて部分的に改正され、今日の学校教育法第一条⁽⁴⁾は、昭和 22 (1947) 年公布の学校教育法第一条の条文とは異なっている。)

学校の設置者に関しては、教育基本法第六条、そして学校教育法第二条に規定された。

昭和 22 年 3 月 31 日に公布された教育基本法は、「第六条(学校教育)法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定している。この教育基本法の条文から「法律に定める学校は、公の性質をもつもの」(傍点筆者-以下同じ)であって「法律に定める学校」を設置できるのは、国・地方公共団体そして「法律に定める法人のみ」であることが理解できる。教育基本法と同時に公布された学校教育法の第二条は「学校は、国、地方公共団体及び法律で定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定している。

昭和 22 (1947) 年 3 月に公布された教育基本法においても学校教育法においても、学校を設置することができるのは「国、地方公共団体」及び「別に法律に(で)定める法人のみ」である。そして学校教育法第二条においては、「国の設置する学校」を「国立学校」、「地方公共団体の設置する学校」を「公立学校」、「別に法律で定める法人の設置する学校」を「私立学校」ということが規定されている⁽⁵⁾。

戦後のベビーブームの波に乗って、栃木市⁽⁶⁾においても学校教育法の下に幾つかの私立幼稚園が創設されるが、少子化の影響により平成期に入って閉園或いは休園を余儀なくされた私立幼稚園もある。今日の栃木市における私立幼稚園の設置者は全て学校法人である。栃木市における私立幼稚園の設置者が学校法人になるのはそんなに古いことではない。

本稿では、まず戦後の私立幼稚園の設置者について、学校教育法ではどのように規定されているのかを考察し、次に学校法人燿光学園に「昭和 27 (1952) 年学校法人栃木幼稚園認定申請書」(副本) が残されているので、その申請書を見てみることにする。なお今日の栃木市に設置されている私立幼稚園はすべて認定こども園となっている。

1 「別に法律に定める法人」

昭和 22 (1947) 年 3 月 31 日、教育基本法 (法律第 25 号)、学校教育法 (法律第 26 号) が公布され、新学校制度が翌 4 月 1 日から発足している。教育基本法、学校教育法は学校を設置することができるのは「国」「地方公共団体」そして「別に法律に (で) 定める法人のみ」であることを規定していることは既に触れた。

教育基本法第六条 (学校教育) 第一項 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

第二項 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚しその職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

学校教育法 第一章総則 第二条 学校は、国、地方公共団体及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。

この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、別に法律で定める法人の設置する学校をいう。

では「別に法律に (で) 定める法人」とはどのような法人なのであろうか。まず「別に法律に (で) 定める法人」について検討してみたい。

昭和 22 年 3 月 31 日公布の学校教育法第二条に記されている「別に法律で定める法人」については、学校教育法附則第百二条に次のように規定されている。

「第百二条 第二条の別に法律で定める法人とは、当分の間、農業会その他これに準ずる公共団体又は民法による財団法人とする。但し、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園又はこの法律施行の際、現に存する従前の規定による学校で、民法による財団法人でないもの又はその設置者が民法による財団法人でないものの設置者は、当分の間、民法による財団法人であることを要しない。」

学校教育法附則第百二条によれば「別に法律で定める法人」とは、「当分の間、農業会その他これに準ずる公共団体又は民法による財団法人」である。しかし「盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園又はこの法律施行の際、現に存する従前の規定による学校」で、「民

法による財団法人でないもの、又はその設置者が民法による財団法人でないものの設置者は、当分の間、民法による財団法人であることを要しない。」即ち私立の盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園の設置者は民法による財団法人ではなく他の法人或いは「私人」であっても差し支えないのである。

戦前の私立学校は、小学校令、中学校令等、勅令に基づいて設立されたものについては「教員資格、施設・設備、教科編成等に関し、まず当該学校令の規定が適用され、当該規定のない部分については私立学校令（明治32年8月、勅令359号）が補助的に適用され」ることになっていた。そして私立学校においても訓令「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ設立セシムル件」（明治32年文部省訓令第12号）によって、宗教教育は禁止されていたため、宗教系の私立学校は、小学校令、中学校令等当該学校の規定ではなく、私立学校令のみの適用を受ける各種学校として存在するものが多かった⁽⁷⁾。

明治32（1899）年8月公布の「私立学校令」（勅令359号）第二条は私立学校の設立に関しては、「私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ私立学校ノ廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ニ開申スヘシ」とのみ規定されていたが、明治44（1911）年7月にその一部が次のように改正された。「第二条 私立学校ノ設立廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ 第二条ノ二 私人ニシテ中学校又ハ専門学校ヲ設立セムトスルトキハ其ノ学校ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ具ヘ民法ニ依リ財団法人ヲ設立スヘシ」

明治44（1911）年の私立学校令の改正は、「財団法人条項の新設と校長・教員の資格に関する改正・追加」であったことが指摘されている。私立学校令改正に財団法人条項が新設された事由は、「①『教育時論』などの教育雑誌等を中心に、私立学校を営利目的で経営することへの批判があったこと」、「② ①と関わって私立学校の設立者個人と学校の財産を区別する必要があったこと」が挙げられている⁽⁸⁾。

明治32（1899）年「当時の私立学校」の設置者は「財団法人が圧倒的に多」く「財団、社団を深く問うことなく法人化していたために、私立学校令改正が『私立中学校または私立専門学校の設置者を財団法人にかぎった』」⁽⁹⁾とされている。

戦前の私立中学校または専門学校は、「学校の維持に必要な資産・資金を持った民法にもとづく財団法人によって設立されていた」⁽¹⁰⁾ので、昭和22（1947）年制定当初の学校教育法においても、第二条の「別に法律で定める法人」として附則第百二条に「民法による財団法人」を規定したものである。

戦前の幼稚園の設置者に関しては、どのように規定されていたのであろうか。

幼稚園の設置者に関しては、大正 15（1926）年制定の勅令「幼稚園令」に次のように記されている。

「第二条 市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負担ノ為学区ヲ設クルコトヲ得

第三条 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

第四条 幼稚園ハ小学校ニ附設スルコトヲ得

第五条 幼稚園ノ設置廃止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ」

戦前に幼稚園を設置することができたのは、「市町村、市町村学校組合及町村学校組合」そして「私人」であった。

戦後昭和 22（1947）年 3 月 31 日、幼稚園は学校教育法に「学校」として規定された。即ち、「学校」としての幼稚園は、教育基本法「第六条（学校教育）法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」の適用を受けるし、学校教育法「第二条 学校は、国、地方公共団体及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。」も同様である。しかし、学校教育法附則第百二条には、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の設置者は、国、地方公共団体、「又は民法による財団法人とする」が「当分の間、民法による財団法人であることを要しない。」と規定されている。このため「私立学校」としての盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園は、例外として「当分の間民法による財団法人」ではなく他の法人、そして「私人」でも設置することができたのである。

2 私立学校の公共性

私立学校の公共性については、昭和 22（1947）年 3 月公布の教育基本法には第六条第一項「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって」と規定され、第二項には「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。」とある。教育基本法には、私立学校の公共性について明確に規定している条項はないが、「私立学校」も「法律に定める学校」であるので教育基本法及び学校教育法が適用されることは論を俟たない。即ち私立学校も「公の性質をもつもの」である。「公の性質」とは「私的なもの、個人的なものではなく、社会的・公共的性格を有し」ており⁽¹¹⁾、『公の性質』が公共性⁽¹²⁾を意味している。「学校の公共性の具体的内容」は、「国家法制による規制が及ぶこと、および教育行政機関の所管に入ること」⁽¹³⁾ある。

その教員は「全体の奉仕者」として位置付けられている。「全体の奉仕者」という文言は、日本国憲法第十五条第二項「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」や地方公務員法第三十条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあるように、公務員の服務の根本基準を示す文言であるが、「教育基本法は、教育は、公立学校であると私立学校であるとかかわらず、国民全体に直接責任をもって行われるべきものであり、教員はすべて、全体の奉仕者としての性格を有することを明らかにしている」⁽¹⁴⁾ ののである。しかし教育基本法は国・公立学校と私立学校の相違点も明確に規定している。国・公立学校の設置者は国及び地方公共団体であり、私立学校の設置者は「法律に定める法人」である。そして「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。」（第四条第二項）が、義務教育を行う私立学校においてはこの規定は当てはまらない。また「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」（第九条第二項）と規定されているのに対して、私立学校には宗教教育に関する制限はない。

私立学校の公共性を明確に規定したのが、昭和 24(1949)年 12 月 15 日公布、昭和 25(1950)年 3 月 15 日に施行された「私立学校法」（法律 270 号）である。

私立学校法は「第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」として公布された。

「私立学校法」の内容は、1)「私立学校に対する所轄庁の監督権限を制限してその自主性を尊重し」、2)「私立学校の設置について学校経営の特殊性に即した学校法人という特別法人を創設してその公共性を確保し」、3) 日本国「憲法第八十九条との関係を調整して私学に対する公の助成の道を開いたことである。」⁽¹⁵⁾ なお日本国憲法第八十九条は「公の財産の支出又は利用の制限」を規定している。

私立学校法は、学校の設置者として公共性を確保するために「学校法人」を規定している。私立学校法が制定されるまでは「法律に定める法人」は「民法による財団法人」⁽¹⁶⁾ を意味していたが私立学校法の公布により、「法律に定める法人」は「学校法人」に限定されたのである。

「学校法人」とは「私立学校の設置を目的として」「私立学校法」「の定めるところにより設立される法人をいう。」（私立学校法第三条）そして「私立学校」とは「学校法人の設置する学校をいう」（私立学校法第二条第三項）のである。この「私立学校法」公布によって

「学校教育法」第二条「別に法律で定める法人のみ」の文言が「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人のみ」に代る。平成 18（2006）年 12 月 22 日に教育基本法（法律 120 号）が全面改正される。私立学校の公共性については、「第六条第一項 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」と規定され、昭和 22（1947）年 3 月公布の旧教育基本法と同様に定められている。旧教育基本法第六条第二項「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者・・・」の条文は削除され⁽¹⁷⁾異なる条文となっている。そして新教育基本法は第八条に「私立学校」の条を設けて、私立学校の「公の性質」と学校教育に果たす役割の重要性について明記し、国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ助成その他の方法で私立学校教育の振興に努めなければならないことを規定している。（「第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」）

私立学校においては、自主性が尊重されいわゆる独自の「建学の精神」に基づく特色ある教育を行うことができるが、私立学校も「公の性質」を持っているので、公共性を高め健全な発展を図らなければならないのである。そのために「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。」（私立学校法第二十五条第一項）のである。

しかしここで留意すべきことは、私立の幼稚園の公共性についてである。

昭和 22（1947）年制定の学校教育法附則第百二条において、「但し、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園又はこの法律の施行の際、現に存する従前の規定による学校で、民法による財団法人でないもの又はその設置者が民法による財団法人でないものの設置者は、当分の間、民法による財団法人であることを要しない。」と規定された。昭和 24（1949）年に「私立学校法」が公布されて、「私立学校」とは「学校法人」の設置する学校をいうことが明確にされた。私立学校である私立幼稚園の設置者も、当然「私立学校法に規定する学校法人」でなければならであろうが、私立の幼稚園は「第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない。」（改正学校教育法）と規定され、幼稚園は学校教育法第一条に位置づく「学校」ではあるが、「当分の間、学校法人によって設置されることを要」せず、他の法人例えば宗教法人、財団法人立でも差し支えないし、個人でも設置することが認められているのである。ここで「当分の間」即ちしばらくの間とはいつまでなのかの疑問が生じる。令和の今日でも「当分の間」に入っているのである。

学校教育法附則第二百二条は改正されたが、私立の幼稚園に関しては、学校教育法附則「第六条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない。」となっている⁽¹⁸⁾。

3 栃木市の幼稚園

栃木県及び栃木市においては、戦前から公立幼稚園に比して私立幼稚園が多く設置されている。特に旧栃木市には公立の幼稚園は皆無である。昭和22(1947)年3月公布の学校教育法第三条には「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」と規定されている。この学校教育法に基づいて設置された栃木市の個人立や宗教法人立の私立幼稚園の多くが昭和50(1975)年代に学校法人立に移行している。

しかし平成の時代になると少子化が進みその影響を受けて余儀なく閉園或いは休園に追い込まれた私立幼稚園もある⁽¹⁹⁾。いわゆる平成の大合併前の旧栃木市における幼稚園は今日全て認定こども園として認定されており、私立幼稚園の設置者は全て学校法人であることは既に触れた。

表1 旧栃木市の幼稚園（昭和20年から平成8年までに学校法人立になる私立幼稚園）

園名	創立年	創立者	学校法人認可
栃木幼稚園	大正2年	松下吉衛	昭和52年12月耀光学園
若葉幼稚園	昭和2年	松下吉衛	52年12月耀光学園
あさひ幼稚園	24年	霜村澄海	56年3月定願寺学園
アルス幼稚園	32年	石川常四郎	56年3月アルス学園
國學院大學栃木二杉幼稚園	40年	栃木学園	40年國學院大學栃木学園
おおみや幼稚園	40年	船田広正	56年如意輪寺学園
平川幼稚園	40年	関口藤一郎	50年3月関口学園
栃木みどり幼稚園	41年	黒川弘賢	55年4月1日長清寺学園
吹上幼稚園	42年	酒井精一	56年3月13日正仙寺学園
聖光幼稚園	46年	榑田道見	56年西方寺学園
ほだいじゅ幼稚園	53年	長沢弘隆	53年長沢学園
アルス南幼稚園	平成8年	石川均	長沢学園・ほだいじゅ幼稚園より平成8年4月石川学園・アルス南幼稚園に学校法人名・園名変更

(財団法人栃木県幼稚園連合会『50年記念誌』、栃木市女性史編さん委員会編集『わたしたちが綴る栃木の女性たち』より作成)

より、科学技術庁と統合されて文部科学省となっている。学校法人認可申請の具体的事例として「学校法人栃木幼稚園設立認可申請書」の一部をしてみることにする。

4 私立栃木幼稚園の学校法人栃木幼稚園設立認可申請書

戦後学校教育法に基づいて出発した私立栃木幼稚園が学校法人耀光学園栃木幼稚園として認可されるのは、昭和 52 (1977) 年 12 月 14 日のことである。しかしその 25 年前の昭和 27 (1952) 年 5 月 21 日に松下吉衛は「学校法人栃木幼稚園設立認可申請書」を栃木県知事小平重吉に提出している。このことは昭和 28 (1953) 年 1 月 20 日付で栃木県知事小平重吉から「昭和二十七年五月二十一日附申請の私立学校法第三条の学校法人栃木幼稚園設立にかゝる寄附行為は左記理由により認可できない。」という公文書「栃木県指令学第一〇一号」が松下吉衛に届いていることから明らかである。この「学校法人栃木幼稚園設立認可申請書」は「その施設、設備が栃木県幼稚園学校法人設立認可暫定基準に適合すると認め難い。」という「左記理由」で認可されなかった⁽²¹⁾。

この申請書は認可されなかったが、現学校法人耀光学園に「栃木県 学第 101 号 昭和 27 年 5 月 21 日」の公印が押されたペン書きの昭和 27 (1952) 年 3 月 10 日付「学校法人栃木幼稚園設立認可申請書」の「副本」(正本の写し)が残されているのでその一部を掲げておきたい。

栃木幼稚園の学校法人設立認可申請

副本

学校法人栃木幼稚園設立認可申請書

昭和二十七年三月十日

栃木県栃木市旭町五十七番地

栃木幼稚園代表者 松下吉衛 ㊟

栃木県知事 小平重吉 殿

学校法人栃木幼稚園設立認可申請

標記の件私立学校法第三十条に依り設立いたしたいので御認可くださるよう関係書類を添え申請いたします

添附書類

一、設立趣意書

二、学校法人栃木幼稚園寄附行為

私立学校を創設するためには、教育への高い志（建学の精神）を持つ創設者が、設置基準に基づいて学校の土地や建物、施設・設備を設置するために必要な費用や人員等を用意しなければならない。これらは創設者の「寄附」とみなされ、学校法人は「個人の『寄附』により始まるため、学校法人の定款を『寄附行為』と呼」⁽²⁰⁾んでいる。

学校法人設立認可「申請」に関しては、昭和24（1949）年12月15日公布、昭和25年3月15日施行の「私立学校法」第三十条に定められている。

（申請）

第三十条 第一項 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続きに従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その設置する私立学校の名称
- 四 事務所の所在地
- 五 役員に関する規定
- 六 評議員会及び評議員に関する規定
- 七 資産及び会計に関する規定
- 八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- 九 解散に関する規定
- 十 寄附行為の変更に関する規定
- 十一 広告の方法

第二項 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもって定めなければならない。

第三項 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（「私立学校法第三十条」昭和24年12月）

私立学校法が昭和24（1949）年12月に公布され、その後昭和25（1950）年3月14日、学校法人登記令（政令）及び私立学校法施行規則（省令）が制定されて、学校法人設立の申請手続きが整っていく。なお私立大学の所轄庁は文部大臣、私立大学以外の私立学校の所轄庁は都道府県知事である。文部省は、平成13（2001）年1月6日、中央省庁等改革に

- 三、財産目録、借地々目
- 四、価格評価証明書、預金残高証明書
- 五、財産に関する権利を証すべき書類、寄附申込書、土地賃貸契約書写
- 六、昭和二十七年度事業計画、昭和二十七年度予算、昭和二十八年度予算
- 七、設立代表者の権限を証すべき書類
- 八、理事、監事の就任承諾書、履歴書、身分証明書及び教職適格確認書又は判定書写
- 九、理事、監事のうち各その配偶者又は三親等以内の親族が一人以上居ないことの宣誓書
- 十、学校法人栃木幼稚園設立決議録
- 十一、学校法人栃木幼稚園々則
- 十二、幼稚園所在地及び園舎の図面
- 十三、幼稚園設立認可書写
- 十四、教職員名簿

以上記されている「添付書類」のうち「一から三」までの「副本」を記載する。

設立趣意書

栃木幼稚園は大正二年八月二十三日県当局の設立認可を得たので同年九月一日開園、(当初松下幼稚園という名称であったが昭和二年六月四日県当局の認可を受けて栃木幼稚園と改称) 当市の幼児保育のことに当たらせてもらって今日に及んだのでありますが所在地が当市中央部の第二公園の入口に隣して 保健衛生上好適なのと、人口に対して保育施設が少ないために、常に入園希望者が定員を越す盛況を呈しており、創立後既に四十年以上にもなって、事業の基礎も確立しましたので、こゝに発起人各位の賛同を得て従来 of 松下一家の個人経営を学校法人の公共の運営に移して、一層事業の充実と進展とに努め、再建祖国の教育目的に添いたいと思うのです。

学校法人栃木幼稚園寄附行為

第一章 総則

第一条 この法人は学校法人栃木幼稚園という。

第二条 この法人は事務所を栃木市倭町三〇七番地におく。

第二章 目的及び事業

第三条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、幼稚園を設置経営すること

を目的とする。

第四条 この法人は前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 一、栃木幼稚園の維持経営
- 二、その他目的達成に必要な事業

第三章 役員

第五条 この法人に左の役員をおく。

- 一、理事 五名以上十名以内（内、理事長一名）
- 二、監事 二名
- 三、評議員 十一名以上十九名以内

第六条 理事は左の各号に掲げる者とする

- 一、栃木幼稚園長（但し理事長に就任）
 - 二、評議員のうちから評議員の互選によって定められた者二名以上五名以内
 - 三、前二項に規定する理事の過半数をもって選任された者二名以上四名以内
- 前項第一号及び第二号に規定する理事は栃木幼稚園長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失う。

第七条 監事は評議員会の意見を聞いて理事会において選任する

第八条 評議員は左の各号に掲げる者とする。

- 一、栃木幼稚園長
- 二、この法人の設置する幼稚園の卒業生で年令二十五才以上の者のうちから理事会において選任された者四名以上六名以内
- 三、理事のうちから理事の互選によって定められた者二名以上四名以内
- 四、この法人の設置する幼稚園在園児の母のうちから理事会において選任された者三名以上五名以内
- 五、この法人に関係のある学識経験ある者で、前四号に規定する評議員の過半数を以って選任された者二名以上三名以内

前項第一号第三号第四号に規定する評議員は栃木幼稚園長、理事又は在園児の母の職又は地位を退き又は失ったときは評議員の職を失う

第九条 理事長はこの法人の事務を総理し、この法人を代表する

理事長事故あるときはその指名した理事が職務を代行する

第十条 監事は民法第五十九条の職務を行う

第十一条 役員（第六条第一項第一号に規定する理事及び第八条第一項第一号に規

定する評議員を除く、この条中、以下同じ)の任期は五年とする。但し再任を妨げない。

補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする

役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う

第四章 会議

第十二条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う

理事会は理事長が招集する。

理事会に議長をおき理事長が当たる。

理事長は理事の三分の二以上から会議に附すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には七日以内にこれを招集しなければならない。

理事会は理事の過半数が出席しなければ開会することができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第十三条 評議員会は十二名以上十九名以内の評議員をもって組織する。

評議員会は理事長が招集する。

評議員会に議長をおき、評議員の互選で決める。

理事長は評議員総数の三分の二以上の評議員から会議に附すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には二十日以内にこれを招集しなければならない。

評議員会は評議員の過半数が出席しなければ開催することができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

評議員会の議事は出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

前項の場合においては、議長は評議員として議決に加わることができない。

第十四条 評議員会に附議すべき事項は左の通りである。

- 一、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
- 二、基本財産の処分
- 三、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

四、寄附行為の変更

五、合併

六、目的事業の不能に因る解散

七、解散（合併又は破産に因る解散を除く）した場合における残余財産の
帰属者の選定

八、その他重要な事項

第五章 資産及び会計

第十五条 この法人の資産は左の通りとする。

一、別紙財産目録記載の財産

二、事業から生ずる収入

三、資産から生ずる果実

四、寄附金品

五、その他の収入

第十六条 この法人の資産を分けて基本財産と運用財産の二種とする。

基本財産は別紙財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本
財産に編入される財産をもって構成する

運用財産は別紙財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用
財産に編入される財産その他基本財産以外の財産とする。

寄附金品は寄附者の指定あるものはこれに従う。

第十七条 基本財産は消費し又は担保に供してはならない。

但しこの法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事の三
分の二以上の同意を得且つ栃木県知事の認可を受けてその一部に限り処
分することができる。

第十八条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、又は銀行預金とし
て理事長が保管する

第十九条 この法人の設置する幼稚園の経営に要する費用は事業から生ずる収入、
資産から生ずる果実その他の運用財産をもって支弁する。

第二十条 この法人の予算は毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事の三
分の二以上の同意を得なければならない。

第二十一条 この法人の決算は毎会計年度終了後二ヶ月以内に理事長において作成し
監事の意見を附して評議員会に報告しその承認を受けなければならない。

決算上、剰余金を生じたときは、その一部若しくは全部を基本財産、若しくは運用財産中の積立金に編入し又は次会計年度に繰越すことができる。

第二十二條 予算をもって定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

第六章 寄附行為の変更並に解散

第二十三條 この寄附行為は理事及び評議員四分の三以上の同意を得且つ栃木県知事の認可を受けなければ変更することができない。

第二十四條 この法人の解散は理事及び評議員四分の三以上の同意を得且つ栃木県知事の認可を受けることが必要である。

第二十五條 この法人解散の場合の残余財産は他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから理事の三分の二以上の同意によって選定されたものに帰属する。

第七章 広告の方法

第二十六條 この法人の広告は事務所前及び下野新聞紙上に掲示して行ふ

附則

第二十七條 この寄附行為の施行についての細則は理事会においては定める

第二十八條 この法人の設立当初の理事及び監事は左の通りである。

栃木市倭町参百七番地

理事（理事長） 松下 吉 衛

栃木市萬町参百六拾貳番地

理事 善野 とよ

栃木市河合町九百六拾貳番地

理事 小林 豊 茂

栃木市泉町参百五拾九番地

理事 黒田 忠 三 郎

栃木市倭町参百七番地

理事 松下 一 人

栃木市入舟町貳番地

監事 小根 沢 登 馬 雄

栃木市入舟町拾貳番地

監事 村山得治

財産目録（昭和二十七年二月二十日現在）

一、基本財産

幼稚園舎

下都賀郡栃木町大字栃木五拾七番（栃木市旭町五拾七番地）

木造瓦葺平家建 壹棟

建坪 七拾五坪（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金七拾五万円也

二、運用財産

（一）現金五万五拾参円六拾参銭也（別紙第一銀行栃木支店現在高証明書通り）

（二）不動産

栃木市倭町参百七番壹

イ、宅地 壹百貳拾九坪六号九勺（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金五拾貳万円也

栃木市倭町参百七番貳

ロ、宅地 四拾参坪八合九勺（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金拾七万六千円也

栃木市倭町参百八番

ハ、宅地 壹百八拾四坪参合壹勺（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金七拾四万円也

下都賀郡栃木町大字栃木参百七番（栃木市倭町参百七番）

ニ、建物 木造瓦葺貳階家倉庫 壹棟

建坪拾六坪外貳階坪七坪（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金貳拾参万円也

下都賀郡栃木町大字栃木参百七番（栃木市倭町参百七番）

ホ、建物 木造瓦葺貳階家住宅 壹棟

建坪九坪外貳階坪八坪五合（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金拾八万円也

栃木市倭町参百八番

へ、建物 土蔵瓦葺式階建住宅 壹棟

建坪拾五坪外式階坪拾四坪五合（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金參拾万円也

附属建物 木造瓦葺式階建住宅 壹棟

建坪 九坪 外式階坪 八坪五合（別紙登記簿抄本通り）

此価格 金拾八万円也

(三) 教具

ピアノ	一台	金五万円也、	積木	四箱	金壹千円也
タンバリン	一ヶ	金參百円也、	輪	拾ヶ	金貳百円也
フットボール	二ヶ	金壹千円也、	まり入れ	一組	金五百円也

(四) 校具

ジャングルジム	一ヶ	金貳万円也、	太鼓梯子	一ヶ	金壹万四千円也
ブランコ	二台	金壹万円也、	自動車	一台	金參千円也
すべり台	一ヶ	金貳千円也、	砂場	一	金壹千円也

(五) 備品

机	十五ヶ	金壹万円也、	腰掛	八十ヶ	金壹万六千円也
整理箱	五	金壹万円也、	弁当温め	一	金貳千円也
黒板	二	金壹千円也、	戸棚	三	金七千円也
火鉢	一	金壹千円也、	下駄箱	二	金六千円也

計 金參百二拾八万貳千五十參円六拾參錢也

借地々目

栃木市旭町五拾六番地イ号

一、宅地 壹百拾壹坪七号壹勺

同所 五拾七番地

一、宅地 壹百壹坪五合貳勺

備考 右は栃木幼稚園の所在地で、所有者は東京都港区芝田村町一ノ一ノ二東京電力株式会社である。地代年額金參千六百円、期間昭和二十六年五月一日より十ヶ年間の約定。

(句読点原文のまま、以下「添付書類」四から十四までは省略する。)

松下吉衛は、私立栃木幼稚園を個人立から学校法人立にする事由を「設立趣意書」に次のように記している。

栃木幼稚園の「所在地が当市中央部の第二公園の入口に隣して 保健衛生上好適な」立地条件に恵まれ「常に入園希望者が定員を越す盛況を呈して」いること、「創立後既に四十年以上」経って、「事業の基礎も確立した」こと、「発起人各位の賛同を得て従来の一松下一家の個人経営を学校法人の公共の運営に移して、一層事業の充実と進展とに努め、再建祖国の教育目的に添いたい」と。この「設立趣意書」の中に「個人経営を学校法人の公共の運営に移して、一層事業の充実と進展とに努め、再建祖国の教育目的に添いたい」とあり、「個人経営」と「学校法人の公共の運営」の違いが端的に表されている。即ち学校法人経営は、「一家の個人経営」ではなく、「役員」（理事長・理事、評議員、監事）が置かれ法規に基づいて運営する「公共の運営」なのである。

学校法人栃木幼稚園が認可されなかった理由の「施設設備」に関しては添付書類の「財産目録」そして「幼稚園所在地及び園舎の図面」に記されている。いずれにしてもこの時提出された申請書の「寄附行為」は、「その施設、設備が栃木県幼稚園学校法人設立認可暫定基準に適合すると認め難い。」という理由で認可されなかったのである。

表1（28頁）を見ると、國學院大學栃木二杉幼稚園を除いて栃木市における多くの私立幼稚園の設置者が昭和50年代に学校法人に移行している。この時代になると幼児教育、幼稚園教育の重要性が一般にも認識され国や地方公共団体が学校法人立の私立幼稚園教育の振興・助成にも力を注ぐようになるのである。

おわりに

これまで私立学校の設置者、特に私立幼稚園の設置者について、法規にはどのように規定されているのか、更に栃木市における幼稚園の設置者について、特に昭和27（1952）年3月に記された「学校法人栃木幼稚園設立認可申請書」（副本）を見てきた。他の私立学校の設置者は「別に法律に定める学校法人のみ」であるのに対して、私立幼稚園の設置者に関しては、現在の学校教育法においても、「当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」（学校教育法附則第六条）とあり、昭和22（1947）年制定当初の学校教育法附則百二条を引き継いでいる。即ち現在でも幼稚園の設置者として、「学校法人」以外の法人は勿論個人も認められている。構造改革特別区域では株式会社やNPO法人でも幼稚園を設置することができる。

平成18（2006）年6月15日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

の推進に関する法律」が公布され、同年10月1日から認定こども園の制度がスタートした。平成24(2012)年、いわゆる子ども・子育て関連3法⁽²²⁾の制定に基づいて、平成27(2015)年度からは、子ども・子育て支援新制度が発足し、質の高い乳幼児保育の提供や待機児童の解消、地域における子育て支援の充実などが目指されている。幼稚園は認定こども園への移行が進み、宗教法人立や個人立幼稚園は少なくなっている。資料は平成18(2006)年のもので少し古いが、宗教法人立や個人立の幼稚園が学校法人立に移行しない事由として、私立学校法や幼稚園設置基準等の法規に基づいて申請しなければならず、規模が小さくて設置基準に満たない、少子化の進行に伴い幼稚園の永続性、安定性が確保できない、幼稚園経営を引き継ぐ後継者がいない、等が挙げられている⁽²³⁾。乳幼児には最善の幼児教育・保育が必要である。乳幼児にとっては国立、公立、学校法人立、個人立かの区別は関係ない。保護者がどのような幼児教育・保育を選び、どのような施設に幼児を通わせるかに関係なく、その心身の発達を助長する最善の環境がすべての乳幼児には必要不可欠である。

昭和27(1952)年3月10日付の「学校法人栃木幼稚園設立認可申請書」は認可されなかったが、その後松下吉衛は設立代表者として学校法人燿光学園設立認可を申請し、昭和52(1977)年12月14日付で栃木県知事船田謙から「学校法人燿光学園の寄附行為について」認可されている⁽²⁴⁾。現学校法人燿光学園理事長松下明世先生によれば、学校法人名「燿光学園」は幼稚園創設者松下吉衛が命名、松下吉衛は「燿」(てる。ひかる)の漢字を好み、「燿山」と号していた。法人名「燿光学園」の由来については明らかではないが、号の一字を用い、太陽のように子どもたちを照らし見守り、持って生まれた本質を輝かせる意味で命名したものと思われる。私立松下幼稚園、若葉幼稚園は平成30(2018)年3月に学校法人燿光学園幼保連携型認定こども園として認可され、創設当初からの「『こどものもって生まれた本質を』、即ち「童心を拝み育んでいく」童心拝育⁽²⁵⁾の基本方針のもとに栃木地区の乳幼児保育・教育と保護者の子育て支援に貢献している。

本稿では私立学校の公共性、更に幼稚園教育の公共性に焦点を当てて考察してきたが、私立学校は自主性が尊重されて設置・運営されているために、公立学校よりも制限が緩やかで各校が建学の精神に基づいて自主的に特色のある教育を行うことができる。幼稚園の教育課程その他の保育内容の基準として「幼稚園教育要領」、幼保連携型認定こども園に対しては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が存在しているが、私立の幼稚園、認定こども園は各園それぞれ特色ある保育・教育を行っている。私立の幼稚園を含めて私立学校は「公の性質」を有し、法律に基づいて設置・運営され入園者・入学者に対して責任をもって保育・教育を

行わなければならない。私立の幼稚園設置者は「当分の間」「学校法人であることを要しない」のは驚きであるが、栃木市における認定こども園の私立幼稚園は全て学校法人立であり、「公の性質」をもって特色ある保育・教育及び子育て支援を行っていることはいうまでもない。

註

- (1) 栃木市史編さん委員会『栃木市史〔通史編〕』栃木市 1988年 1063頁
拙稿「栃木市における幼稚園教育の発展－栃木市における幼稚園の発祥－」（『國學院大學栃木短期大學紀要』第46号 2012年3月所収）参照のこと。
- (2) 昭和2（1927）年6月7日松下吉衛「幼稚園名称並びに保育料変更につきお届け」学校法人耀光学園蔵
- (3) 文部省『幼稚園教育百年史』1979年 光の国株式会社 476頁
- (4) 学校教育法 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- (5) 昭和24（1949）年12月に「私立学校法」が制定されて「別に法律で定める法人」とは「私立学校法第三条に規定する学校法人」であることが明確にされたのに伴い、以後学校教育法第二条の「法律で定める法人」の文言が「私立学校法第三条に規定する学校法人」の文言に改正される。
- (6) 3度の合併を経て、平成26（2014）年4月5日、1市5町が合併し新生栃木市がスタートした。本稿では5町が栃木市に合併される以前の栃木市に焦点を当てている。
- (7) 文部省『学制百年史』1981年15版 帝国地方行政学会 812頁
- (8) 大迫章史「1911（明治44）年私立学校令改正と私学制度」（日本教育制度学会『教育制度学研究』2003年10月所収）190頁
- (9) 前掲書 190～191頁
- (10) 青木一他編『現代教育学事典』労働旬報社 1988年 119頁
- (11) 菱村幸彦・下村哲夫編『教育法規大辞典』エムティ出版 1994年 38頁
- (12) 前掲書 132頁
- (13) 同書 133頁
- (14) 同書 642頁
- (15) 文部省『『学制百年史』1981年15版701～702頁
- (16) 「民法に定める財団法人は、学校の設置者として必ずしも適切でない点があるので、私立学校法によって学校法人制度が創設された。学校法人は、財団法人に比し、理事の最小限（5人）を定め、監事（2人以上）を必置とするなど、役員を増員し、役員と同族数を限定し、諮問機関として評議員会を設け、解散時の残余財産の帰属者を学校法人その他教育事業を行う者とするなど、学校設置者として公共性を高める配慮が法定されている。」（菱村幸彦・下村哲夫編『教育法規大辞典』エムティ出版 1994年139頁）
- (17) 新教育基本法の条項には「全体の奉仕者」という文言はない。教育基本法第六条「第二項 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で

必要な規律を重ざるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」

- (18) 最終改正学校教育法〔学校の設置者〕第二条 学校は国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び百二十七条においても同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。
- (19) 拙稿「栃木市における幼稚園教育の発展－学校としての幼稚園の出発」（『國學院大學栃木短期大學紀要』第53号 2019年3月所収）参照のこと。
- (20) 日本私立大学協会「『学校法人』ってなに？」加盟大学専用サイト https://www.shidaikyo.or.jp/apuji/activity/2013_campaign_00.html [アクセス日：2021年11月11日]
- (21) 「栃木県指令学一〇一号」昭和28（1953）年1月20日 学校法人燿光学園 蔵
- (22) 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」
- (23) 「全日本私立幼稚園連合会 学校法人化しない理由について（アンケート）の結果」2006年9月11日 <https://zennichi.shyouren.com/news/archives> [アクセス日：2021年11月11日]
- (24) 栃木県指令文学第2-9号「昭和52年9月16日付けで申請のあった学校法人燿光学園の寄附行為については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条の規定により認可する。昭和52年12月14日 栃木県知事 船田讓（栃木県知事印）」学校法人燿光学園 蔵
- (25) 松下吉衛『感謝と祈り（この道六十年）』（昭和四十七年十一月十九日創立六十周年記念祝典式辞）1972年12月8日第1版 4頁

参考文献

- ・教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第4巻 教育資料調査会 1964年 重版
- ・教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第6巻 教育資料調査会 1964年 重版
- ・近代日本教育制度史料編纂会編纂『近代日本教育制度史料』第23巻 講談社 1980年
- ・近代日本教育制度史料編纂会編纂『近代日本教育制度史料』第26巻 講談社 1980年
- ・編集委員 勝野正章・窪田眞二・今野健一・中嶋哲彦・世取山洋介『教育小六法<2021版>』学陽書房

謝辞

拙稿「栃木市における幼稚園の発展」の執筆に際して、貴重な資料を提供して下さった学校法人燿光学園理事長松下明世先生に厚く御礼申し上げます。